

奈良県立大学学則 新旧対照表（令和7年度改正案）

現行（令和6年4月1日現在）	改正案（令和7年4月改正予定のもの）	備考																				
<p>(定員)</p> <p>第6条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="181 416 757 518"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域創造学科</td> <td>150人</td> <td>600人</td> </tr> </tbody> </table>	学科	入学定員	収容定員	地域創造学科	150人	600人	<p>(定員)</p> <p>第6条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1070 416 1646 518"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域創造学科</td> <td>200人</td> <td>800人</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>附則</b></p> <p><u>1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 第6条に規定する収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までの間は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1070 798 1839 900"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域創造学科</td> <td>650人</td> <td>700人</td> <td>750人</td> </tr> </tbody> </table>	学科	入学定員	収容定員	地域創造学科	200人	800人	学科	令和7年度	令和8年度	令和9年度	地域創造学科	650人	700人	750人	<p>○地域創造学科の入学定員及び収容定員を変更</p>
学科	入学定員	収容定員																				
地域創造学科	150人	600人																				
学科	入学定員	収容定員																				
地域創造学科	200人	800人																				
学科	令和7年度	令和8年度	令和9年度																			
地域創造学科	650人	700人	750人																			